

■議案第21号 四万十町農村地域活性化複合施設条例について

【要旨】

本条例は、窪川地区の街分に設置している「農村環境改善センター」の施設の位置付け、活用方法を変更しようとするに伴い、現行の「改善センター条例」を廃止し、新たな施設としての設置条例を制定しようとするものです。

農村環境改善センターは、昭和55年の開設から、近代的で多目的に利用できる施設として、多くの町民、各種団体等の会合や文化・スポーツ・サークル活動に活用され、農村地域の改善、近代化、活性化に寄与してきました。

昨年度には、耐震補強及び大規模改修による施設の長寿命化を、又本年度には防災拠点「避難所兼医療救護所」に指定していることから、災害時の停電時に対応した太陽光電気設備「太陽光パネル、蓄電池等」を整備したところです。

開設から35年を経過する中で、稲作が基幹産業であった旧窪川町では、ほ場整備（整備率：1979年10%→2013年77%）が進む一方、米の生産調整や米価の低迷、少子・高齢化（高齢化率：1980年17.3%→2010年37.9%）に伴う農業集落の担い手不足、集落営農組織の増加（組織数：1999年1→2006年45→2015年62）に伴う離農（農地の貸借、農作業の受委託など）による農家数の減少（農業センサス販売農家：1979年2,151戸→2010年1,424戸）など、農業集落の構造が大きく変化するとともに生活基盤（道路、水道、合併浄化槽など）の整備や情報化（ケーブルテレビ・インターネット・携帯電話環境など）が進み、農村環境は著しく変化しました。

また、少子・高齢化（人口の自然減と社会減）による過疎化が進行し、集落活動の維持が困難（2015年窪川地区農業集落行政区数等：139行政区、人口9,208人≒66人/1行政区～50人以下61行政区）となっており、町全体の人口減少の加速化（人口推計：2015年17,040人→2025年13,876人→2040年9,838人）に対応した取組（人口構造の改善と持続可能なまちづくり）による地域コミュニティの維持・活性化（持続可能な地域づくり）が、四万十町の最重要課題となっています。

このような状況の下、昨年度11月に国が制定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「各地域がそれぞれの特性を生かした自律的で持続的な社会の創造」を目指し全国的な取組がされているところですが、四万十町においても、合併直後に策定した「四万十町総合振興計画」の早期達成を目指し、重点施策を補強・補完するため、昨年11月に「四万十町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しており、その中の基本目標（方向）の一つとして「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る（特に将来を担う人材の育成）」に取り組もうとしています。

今回の条例案については、現改善センターの管理棟1階部分を、「四万十町総合振興計画」及び「四万十町まち・ひと・しごと総合戦略」の推進に不可欠となる中心施策である人材育成を担う、町の「人材育成等拠点施設」として利用することとし、地域を担う人材の育成に取り組む「人材育成センター事務所（新設）」を中心に、町全体の教育力向上や安全・安心な地域づくりに繋がる業務を行う「教育研究所・少年補導

センター事務所」、「町人権教育研究協議会窪川支部事務所」、更には法務省保護局（高知保護観察所・高幡保護区保護司会）より町に設置協力依頼があっていた高幡保護区の「更生保護サポートセンター（移設）」が同居して利用し、「人材育成センター」が総合調整を行いながら円滑な連携・協働を進めることができるよう、既存の改善センターとしての機能は残しつつ、施設の一部を地域活性化に対応する施設として位置付けることにより、時代のニーズ、行政需要に対応した農村地域活性化複合施設として、有効活用しようとするものです。

【複合施設の面積区分】

1. 農村環境改善センター	1,520.30 m ²	
2. 共用部分	135.23 m ²	
3. 人材育成等拠点施設	334.02 m ²	<u>計 1,989.55 m²</u>